

令和３年度第３回 京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
令和３年度第３回 京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

１ 日時 令和４年３月２３日（水）午後３時３５分から午後４時まで

※ 同日の午後２時から、京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会の単独議題として、京都府のみ条例指定の対象となるＮＰＯ法人に係る個別審査（非公開）が行われ、その後、京都市との合同審査委員会として、以下４に記載の議題について協議を行った。

２ 場所 京都市市民活動総合センター ミーティングルーム
（ひと・まち交流館 京都２階）

３ 出席者

（１）委員（五十音順）

赤澤委員，小原委員，桜井委員【委員長】

（２）事務局等

（京都府）福原企画参事，森田課長補佐，担当職員

（京都市）廣瀬地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長，
永田市民活動支援課長，檜山担当係長，担当職員

４ 議題

（１）条例指定ＮＰＯ法人の外部評価結果について

（２）外部評価に関する統一様式の改訂について

（３）京都府及び京都市の条例指定の状況等について

５ 公開・非公開の別

公開（京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会の単独議案を除く。）

６ 議事の概要

（１）条例指定ＮＰＯ法人の外部評価結果について

古材文化の会の外部評価結果について、資料「特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について」に基づき事務局から説明した。

【主な質疑応答】

（委 員） 当該法人は、どのような方に対し、どのような方法で寄附の呼掛けを行っておられるのか。

（事務局） 法人の会員，支援者，イベント参加者などに対し，寄附の呼掛けを行っておられる。法人の会員に対しては毎年の会費の請求時期に併せて呼掛けを，法人の活動の支援者やイベント参加者に対してはその都度呼掛けを行ったり，会報を送付する際に寄附の案内を同封するなど，機会を捉えて呼

掛けを行っておられる。その結果、直近３年度の寄附金収入は増加傾向にあり、特に直近年度の増加幅は大きくなっている。

(委 員) コロナ禍により対面形式のイベントが開催しづらいなど、事業活動にエネルギーを注力することが難しい状況の中、法人の組織運営に関わる寄附金の獲得に向けた取組を積極的にされたことは、この時期の取組として良いことだと考える。新たな寄附者の獲得というよりは、今まで縁があった方々にしっかりと寄附を呼び掛けた結果かと思う。

(委 員) 外部評価結果への対応に関して、「情報発信の改善には、活動する会員相互の共通理解が必要であり、各部会、プロジェクト内での活動の見直しを含め意見を出しやすい環境づくりを心がける。」とあるが、評価者から指摘された内容に対するストレートな答えではない印象を受ける。情報発信の改善が、何か組織内部の意思疎通や意思決定がうまく機能していないことに起因しているのかが、少し気になるところである。

(委 員) 外部評価者からの指摘に対し、具体的にどのように取り組まれるのかがあまり述べられておらず、法人内部で十分に議論されていない印象を受ける。

(委 員) 当該法人は、新たな寄附者を獲得し寄附金収入を増やしていくというよりは、既に法人の活動に賛同いただいている方々から今後も安定的に寄附をしていただくというスタンスか。

(事務局) 令和２年度は、約１２０名もの方から寄附を受けておられることもあり、一定安定して寄附いただける方が多い印象であるが、法人としては、今後も新たな寄附者を増やしていきたいと考えておられるため、更なる寄附金収入増を期待したい。

(委 員) 寄附金収入は順調に増え続けており、事業も安定している。寄附金収入は、法人の活動状況によっては必ずしも増やし続けていかなければならないものではないが、今後も増やしていくことを目指されるのであれば、事業内容のリニューアルも検討し、新たな寄附者の獲得につなげていただきたい。また、外部評価において指摘のあった法人の様々な組織課題についても、改善に向けて取り組んでいただきたい。

(２) 外部評価に関する統一様式の改訂について

外部評価に関する統一様式について、現行様式の記入方法が分かりにくい箇所や過去の審査委員会で意見のあった箇所等について見直しを行うこととした。

改定内容は以下のとおり。

- ・ 法人全体の活動に占める労力の割合に関し、事業のみならず、管理等に要する

労力の割合も記載するようにすること、また、これらの割合を全て足し合わせると、100%となるようにすること。

- ・ 法人に対する支援の状況として、寄附や寄附以外の支援（ボランティア、法人実施事業への協力、補助金・助成金等）に対する取組を記入する項目を新たに追加。併せて、当該取組に対して評価者が所見を記載する欄も新たに追加
- ・ その他形式的な整備

なお、審査委員会での協議を踏まえ、改定案の「2 法人に対する支援の状況」中「(2) 寄附以外の支援について」の法人記入欄に、「(1) 寄附について」の法人記入欄の②と同様、支援を獲得するための取組・工夫について記入する欄を追加することとした。

（３）京都府及び京都市の条例指定の状況等について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき事務局から説明した。